

金沢大学認定ベンチャー募集要項



先端科学・社会共創推進機構
研究・社会共創推進部産学連携推進課

金沢大学における研究成果の社会実装を目的とし、その研究成果を活用して起業した法人（スタートアップとして起業準備中の者を含む。）に対して、新事業及びイノベーションの創出を推進するとともに、本学の研究の進展を図りつつ、円滑な事業支援を実施するため、「金沢大学認定ベンチャー」の称号と支援を希望する法人を募集します。

1. 応募要件

本学の研究成果を活用して起業した法人のうち、次の各号すべてに該当するものとします。

ただし、スタートアップとして起業準備中の者については、申請の日から1年以内に、次の各号すべてに該当する予定があることをもって申請することができます。

- (1) 本学の役職員又は学生（在職又は在学していた者を含む。以下本号において同じ。）が、本学において習得した技術、知識等を活用して設立した法人。
- (2) 本学から知的財産権の実施許諾を受けている法人。
- (3) 会社法により設立された法人。

2. 認定ベンチャーへの支援内容

本学の教育・研究及び管理運営に支障のない範囲で、認定ベンチャーに対し、次の各号に掲げる支援を行います（2021年6月現在）。

- (1) 「金沢大学認定ベンチャー」のロゴマーク等の無償使用許諾。
- (2) 本学ホームページでの認定事実の公開。
- (3) 本学広報誌等での情報発信。
- (4) 所定の会議での承認を受けて、一定の年限を区切って当該知的財産権の独占実施の許可。
- (5) 本学が関係する各種展示会での出展・紹介。
- (6) 本学が協定を締結する機関への斡旋・紹介。
- (7) 本学が協定を締結する機関とタイアップした経営指導・支援。
- (8) 起業時の各種補助金に関する情報提供。
- (9) 起業時の各種表彰事業への積極的推薦。

3. 応募方法

(1) 申請書類

【設立済みの法人の場合】

- ① 「金沢大学認定ベンチャー称号申請書」（別添様式）
- ② 商業登記履歴事項証明書

③直近年度の財務諸表

(設立後1年未満でまだ初年度決算を行っていない場合は省略可)

④事業の概要(企業パンフレット等、様式自由)

【1年以内に設立予定の法人の場合】

①「金沢大学認定ベンチャー称号申請書」(別添様式)

②定款案

③発起人による研究成果の内容説明(様式自由)

④当該企業が事業化する概要説明(様式自由)

(2) 申請期間

2021年6月7日(月)～6月25日(金)17時

(3) 申請窓口・申請方法

上記書類を上記期間中に下記の事務担当窓口で書面(学内便等)または電子ファイル(PDFファイル)にて提出してください。

研究・社会共創推進部 産学連携推進課 知的財産管理係

TEL: 076-264-5960

E-mail: titeki@adm.kanazawa-u.ac.jp

4. スケジュール

2021年7月上旬 学内会議で審査

2021年7月下旬 認定証授与式(予定)

※上記以降の募集・申請・認定のスケジュールは決まり次第、先端科学・社会共創推進機構のWebサイトで公示します。

5. 認定ベンチャーの有効期間、年次報告等について

(1) 認定ベンチャーの有効期間

有効期間は3年間とし、以後、2年ごとに更新することができます。

(2) 認定ベンチャーの年次報告

認定期間中は、毎年、事業報告・財務諸表を上記申請窓口で書面または電子ファイル(PDFファイル)にて提出してください。年次報告の時期・方法については、認定企業に対して、後日、通知します。

(3) 認定中の本学の広報活動への協力をお願い

本学としても、認定ベンチャーの活動や成果を広報・PRしていきたいと考えています。認定期間中は、これら本学の広報活動へのご理解・ご協力をお願いします。詳細については、認定企業に対して、後日、通知します。

6. 認定の取り消しについて

認定ベンチャーが次の各号のいずれかに該当するときは、称号の授与を取り消しますので、ご注意ください。

- (1) 会社法(平成17年法律第86号)に定める解散、合併、会社分割、株式交換、株式移転、又は事業譲渡のいずれかを行った場合
- (2) 破産法(平成16年法律第75号)に定める破産宣告を行った場合
- (3) 民事再生法(平成11年法律第225号)に定める再生手続きを行った場合
- (4) 会社更生法(平成14年法律第154号)に定める更生手続きを行った場合
- (5) 不正競争防止法(平成5年法律第47号)に定める不正行為を行い、裁判により同法第21条及び第22条に定める刑罰が確定した場合
- (6) 公序良俗違反、法令違反又は社会的信用を失墜する行為を行った場合
- (7) 募集要件に該当しなくなった場合
- (8) 支援の取消しの申出を行った場合
- (9) 事業活動の実態がなくなった場合又は事業活動の実態がないと学長が認める場合
- (10) 事業報告等から活動の存続が危惧されると学長が認める場合
- (11) その他支援することが適当でないと学長が認めた場合

7. Q & A

【Q1】法人格を有していなければ認定されませんか？

【A1】株式会社や合同会社(LLC)などの法人格を有すること(または有する予定であること)が要件です。個人事業主(自営業)は対象外となります。ただし、現在、個人事業主として事業をしているものが、1年以内に法人設立・登記する予定があるのなら、それを条件に応募することはできます。ただし、認定後1年以内に法人格を得られなかった場合、上記の取り消し要件の「(7)募集要件に該当しなくなった場合」に該当して、認定を取り消されることになるので、ご注意ください。

【Q2】大学と何らかの知的財産権の実施許諾契約を結んでいる必要がありますか？

【A2】この認定制度は、本学の研究成果の社会実装を支援するためのものです。そのため、本学の研究成果の活用が要件となっています。具体的には、特許権の実施許諾契約のほか、特許権の有償譲渡契約、著作権の使用許諾契約の締結実績が必要です。共同研究契約や受託研究契約、寄附金振り込み、学術コンサルタント契約は対象外となります。

【Q3】ベンチャー・ビジネス・ラボラトリー（VBL）に優先的な入居、使用料の優遇などの措置はありますか？

【A3】現在、それら優遇措置が受けられるよう学内調整中です。別途、個別にお問い合わせください。

【Q4】半年以内に法人設立予定です。認定された場合、登記住所にVBLの住所を使っても良いですか？

【A4】差し支えありません。その場合は、別途、個別にお問い合わせください。

【Q5】半年以内に法人設立したいと検討しているところですが、まだ定款案など具体的なところまで進んでいません。令和3年6月の応募・申請に間に合わないのですが、今後も募集は行われますか？ 次回の募集時期はいつですか？

【A5】今後も募集を実施する予定です。募集・申請・認定のスケジュールは決まり次第、先端科学・社会共創推進機構のWebサイトでご案内します。

【Q6】支援内容は今後追加されますか？ また認定後に新たに追加された支援策も受けられますか？

【A6】今後、支援策を充実させていく予定です。認定後に新たな支援策が追加になった場合、数量に限りはありますが、既認定企業もその支援は受けられます。

【Q7】自社製品の販売促進・広告に認定ベンチャーであることをPRしても良いですか？

【A7】差し支えありません。名刺や自社パンフレットのほか、自社製品のパッケージなどに認定ベンチャーのロゴを使用することもできます。ただし、どのような形態でPRに使うのか、事前に事務担当窓口へ届け出てください。

【本件お問い合わせ先】

研究・社会共創推進部 産学連携推進課 知的財産管理係

TEL: 076-264-5960

E-mail: titeki@adm.kanazawa-u.ac.jp

金沢大学学長 殿

金沢大学認定ベンチャー称号申請書

企業名

代表者名

国立大学法人金沢大学認定ベンチャー称号授与規程により、下記のとおり称号授与を申請します。

1. 商号名	
2. 法人目的 (定款や商業登記の目的を記載ください)	
3. 会社成立の年月日 (または予定時期)	
4. 資本金	
5. 代表者	
6. 本店所在地	
7. 本企業に関与している本学教職員	
氏名 本企業での役職 金沢大学での所属・役職 兼業手続きの有無	
8. 本企業にの設立に関与している本学学生 (または卒業生)	
氏名 本企業での役職 金沢大学での所属等	
9. 本学との契約関係	
契約種別・締結年月日	

10. 金沢大学に求める支援策（希望するもの○印を付けてください。複数可）	
	(1) 「金沢大学認定ベンチャー」のロゴマーク等の無償使用許諾。
	(2) 本学ホームページでの認定事実の公開。
	(3) 本学広報誌等での情報発信。
	(4) 所定の会議での承認を受けて、一定の年限を区切って当該知的財産権の独占実施の許可。
	(5) 本学が関係する各種展示会での出展・紹介。
	(6) 本学が協定を締結する機関への斡旋・紹介。
	(7) 本学が協定を締結する機関とタイアップした経営指導・支援。
	(8) 起業時の各種補助金に関する情報提供。
	(9) 起業時の各種表彰事業への積極的推薦。
申請者連絡先等	
担当者役職・氏名	
E-mail	
住所	
TEL	

◆提出書類について

【設立済みの法人の場合】

- ① 「金沢大学認定ベンチャー称号申請書」（当様式）
- ② 商業登記履歴事項証明書
- ③ 直近年度の財務諸表
- ④ 事業の概要（企業パンフレット等、様式自由）

【1年以内に設立予定の法人の場合】

- ① 「金沢大学認定ベンチャー称号申請書」（当様式）
- ② 定款案
- ③ 発起人による研究成果の内容説明（様式自由）
- ④ 当該企業が事業化する概要説明（様式自由）